

みなさんの

市・道民税額が

大きく変わる

所得税の税率が変わったけど、市・道民税の税率も変わるんだって

所得税と市・道民税の合計額は増えるのかな

税率の変更による負担は変わりませんが、国が行う定率減税廃止で負担は増えます



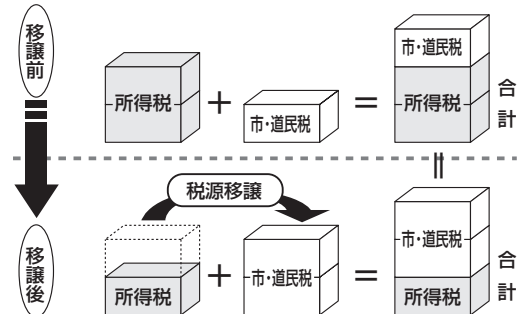
大きく変わるポイントは2つ

- ◎税源移譲により1月から所得税の税額が減り、その分、6月から市・道民税の税額が増えます
- ◎定率減税廃止で所得税と市・道民税を合計した税額は増えます



市・道民税の負担増にご理解ください

税源移譲前後のイメージ図



税源移譲による所得税と市・道民税の合計額は同じです。

まちの実情にあった公共サービスを行いやすくするため、税源移譲が行われます

市や道が行う公共サービスの財源は、地方税(市道民税など)のほか、国税(所得税など)による国庫補助金などです。しかし、国庫補助金は使い道が定められているため、市民に一番身近な市や道が行うまちの実情にあった公共サービスなどが制限されます。

そこで、国から地方へ財源を移す税源移譲を行うことで、まちの実情にあったサービスを行いやすくするのです。

税源移譲で市・道民税と所得税の税率が変わります

税源移譲では、市・道民税と所得

市・道民税(所得割)額速算表

課税標準額(A)	平成18年度	平成19年度
200万円以下	(A) × 5%	(A) × 10%
200万円超～700万円以下	(A) × 10% - 10万円	
700万円超	(A) × 13% - 31万円	

計算例1、課税標準額100万円の場合の市・道民税

平成18年度 100万円 × 5% = 5万円
平成19年度 100万円 × 10% = 10万円

計算例2、課税標準額300万円の場合の市・道民税

平成18年度 300万円 × 10% - 10万円 = 20万円
平成19年度 300万円 × 10% = 30万円

市・道民税の所得割の税率が10%に統一されます

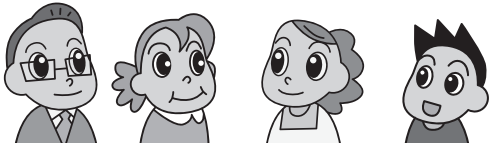
税の税率が変わり、ほとんどの人が所得税の負担は減り、市・道民税の負担は増えます。しかし、負担額の合計は変わりません。国と地方に納める税金の割合が変わるだけです。

市・道民税は、社会保障の充実や教育振興、道路整備など私たちの暮らしを支える地方税で、一定金額を均等に市民が負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割があります。この所得割の税率が、課税標準額に関係なく一律10%となります。

例

給与所得者（年収500万円）の4人世帯

室蘭太郎（48歳）、妻 花子（47歳）無収入、長女（18歳）、長男（14歳）



税源移譲前

税源移譲後

●市・道民税の計算

- ①給与所得 346万円 ……………(A)
 ②所得控除額 194万円 ……………(B)

内 訳	社会保険料控除(収入の10%で計算) ……	50万円
	配偶者控除 ……	33万円
	特定扶養控除 ……	45万円
	一般扶養控除 ……	33万円
	基礎控除 ……	33万円

- ③課税標準額（課税対象となる金額）
 152万円（A - B）……………(C)

- ④所得割額 7万6千円 (C × 5%) ……………(D)
 ④所得割額 13万5千500円 ……(D)
 (15万2千円 (C × 10%) - 調整控除額1万6千500円)
 ⑤均等割額 4千円 ……(E) ⑤均等割額 4千円 ……(E)
 税額 8万円 (D + E) 税額 13万9千500円 (D + E)

●市・道民税と所得税の合計税額

市・道民税額 8万円	市・道民税額 13万9千500円
所得税額 +11万9千円	所得税額 +5万9千500円
合計 19万9千円 =	合計 19万9千円

定率減税廃止前の税額

市・道民税額8万円 - 定率減税額(市・道民税該当) 5千700円 = 7万4千300円
 所得税額11万9千円 - 定率減税額(所得税該当) 1万1千900円 = 10万7千100円

合計 18万1千400円

定率減税廃止後の税額

市・道民税額13万9千500円 - 定率減税額(市・道民税該当) ~~5千700円~~ = 13万9千500円
 所得税額5万9千500円 - 定率減税額(所得税該当) ~~1万1千900円~~ = 5万9千500円

合計 19万9千円
 (廃止前より1万7千600円の負担増)

定率減税廃止で、市・道民税と所得税を合わせた税負担は増えます。市・道民税の負担額が増える分、所得税の負担額は減るので、税率の変更による合計負担額は変わりません。しかし、平成11年に景気対策として暫定的に、税負担の軽減措置として導入されてきた定率減税(市・道民税は所得割額の7.5%相当額、所得税は税額の10%相当額を控除)が国の税制改正により廃止されます。この定率減税の廃止により、市・道民税と所得税を合わせた税負担が増えます。

税制改正（税源移譲、定率減税廃止）による税額変化のモデル試算例（年間）

(単位：円)

給与所得者 単身

給与収入	市・道民税	所得税	合計	負担増額	
200万円	改正前	35,900	57,600	93,500	9,000
	改正後	70,500	32,000	102,500	
300万円	改正前	63,600	111,600	175,200	17,300
	改正後	130,500	62,000	192,500	
500万円	改正前	154,700	232,200	386,900	38,100
	改正後	264,500	160,500	425,000	

給与所得者 夫婦と18歳、14歳の子ども2人

給与収入	市・道民税	所得税	合計	負担増額	
300万円	改正前	12,300	0	12,300	700
	改正後	13,000	0	13,000	
500万円	改正前	74,300	107,100	181,400	17,600
	改正後	139,500	59,500	199,000	
700万円	改正前	185,300	236,700	422,000	41,000
	改正後	297,500	165,500	463,000	

年金受給者 夫婦 本人65歳以上、配偶者70歳未満

年金収入	市・道民税	所得税	合計	負担増額	
200万円	改正前	0	0	0	0
	改正後	0	0	0	
250万円	改正前	27,700	37,300	65,000	6,200
	改正後	50,500	20,700	71,200	
300万円	改正前	49,300	79,200	128,500	12,500
	改正後	97,000	44,000	141,000	

ワンポイント解説

市・道民税 その年の1月1日現在に住んでいる市町村で、前年1年間の所得に基づいて課税されます。勤務先で給与から天引きされるか、納付書で納めます。

所得税 1年間の所得に対して課税される国税で、給与・年金収入から天引きされます。

税源移譲 納税者の国へ納める税(所得税など)を減らし、市や道に納める税(市・道民税)を増やすことで、国から地方へ税源を移すこと。

課税標準額 所得から控除額を差し引いた課税対象金額のこと。

収入 自営業の人は、売上金額。サラリーマンや年金受給者の場合は手取額ではなく、所得税や社会保険料を控除する前の総支給額。

所得 収入から必要経費や一定額を差し引いた金額。

控除 課税対象になる額を決めるため、一定額を差し引くこと。

調整控除 市・道民税と所得税では基礎控除や扶養控除などの人的控除に差があり、それぞれ税額を合わせた税負担が変わらないよう調整するために設けた控除。